

# 大分県報

令和三年  
第二〇〇号  
四月二十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

救急病院等の認定……………	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（五件）……………	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（三件）……………	七
指定漁船調書の縦覧……………	七
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立（二件）……………	八
都市計画図書の縦覧……………	八

### 告示

**大分県告示第三百一十一号**  
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。  
令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	西田病院	佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地	令三・四・一から 令六・三・三一まで

大分県告示第三百一十二号

令和三年四月二十日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり同条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハイングストリアムス大在  
大分市大在浜二丁目一番一号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社トキハイングストリー  
代表取締役 羽田野 尚 志  
大分市明野東一丁目一番一号
- 3 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時  
変更後 午前七時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで  
変更後 午前六時三十分から午後八時三十分まで

4 変更する年月日  
令和三年三月十六日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トキハイングストリー  
代表取締役 羽田野 尚 志  
大分市明野東一丁目一番一号

外一者

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大分県報（告示）

四千二百六十六平方メートル  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- 駐車場No.一 建物南側 三十二台
  - 駐車場No.二 建物敷地東側 三十八台
  - 駐車場No.三 建物敷地東側 百三十三台
  - 駐車場No.四 建物敷地西側 六十五台
- 合計 二百六十八台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

- 駐輪場No.一 建物西側 四十台
  - 駐輪場No.二 建物西側 三十台
  - 駐輪場No.三 建物西側 十台
  - 駐輪場No.四 建物南側 十五台
  - 駐輪場No.五 建物東側 三十台
  - 駐輪場No.六 建物東側 三十台
- 合計 百五十五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

- 建物北側 百四十平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- 廃棄物等保管施設No.一 建物北側 十三・五〇立方メートル
  - 廃棄物等保管施設No.二 建物内北側 二十五・〇立方メートル
  - 廃棄物等保管施設No.三 建物東側 七・七七立方メートル
- 合計 四十六・三五立法メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 駐車場No.一 二箇所 建物敷地西側及び東側
  - 駐車場No.二 二箇所 建物敷地東側駐車場北側
  - 駐車場No.三 三箇所 建物敷地東側駐車場西側、南側及び北側
  - 駐車場No.四 三箇所 建物敷地西側駐車場北側、西側及び東側
- 合計 十箇所

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年三月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり同条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トキハインダストリー富士見が丘店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

西部日本エンタープライズ株式会社

代表取締役 手 島 友一郎

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目十二番十号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前七時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後八時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年三月十六日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六十八平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物南側 五十台

駐車場No.二 建物北側 三十七台

合計 八十七台

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場No.一 建物南東側 六台

駐輪場No.二 建物敷地南西側 十四台

合計 二十台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 四十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地北側 二十四・五七立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一 二箇所 建物敷地東側及び南側

駐車場No.二 一箇所 建物敷地北側

合計 三箇所

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年三月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり同条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

令和三年四月二十日

大分県報（告示）

トキハインダストリー豊後高田店

豊後高田市大字高田二千二十六番地一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前七時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後八時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年三月十六日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

外三者

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四百六十一平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No一 建物西側 十六台

駐車場No二 建物西側 二十八台

駐車場No三 建物敷地西側 百三台

合計 百四十七台

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場No一 建物西側 十七台

駐輪場No二 建物東側 十三台

合計 三十台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 五十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物敷地南側 十七・七九立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No一及び二 二箇所 建物敷地西側

駐車場No三 一箇所 建物敷地西側駐車場東側

合計 三箇所

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年三月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり同条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハインダストリー宇佐四日市店

宇佐市四日市鬼枝百四番二

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前七時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後八時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年三月十六日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

外二者

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五百平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物北側 二十七台

駐車場No.二 建物東側 十二台

駐車場No.三 建物南側 四十四台

合計 八十三台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物東側 二十台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 五十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設No.一 建物敷地西側 十四・七〇立方メートル

廃棄物等保管施設No.二 建物敷地西側 四・八六立方メートル

合計 十九・五六立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一 二箇所 建物敷地北側

駐車場No.二及び三 三箇所 建物敷地東側及び西側

合計 五箇所

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年三月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

令和三年四月二十日

大分県報（告示）

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、次のとおり同条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハインダストリー長洲店

宇佐市長洲沖須町一丁目二十番

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前七時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午後八時三十分まで

4 変更する年月日

令和三年三月十六日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トキハインダストリー

代表取締役 羽田野 尚 志

大分市明野東一丁目一番一号

外二者

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物北側及び西側 六十台

駐車場No.二 建物屋上部 六十四台

合計 百二十四台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 四十台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 五十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設No.一 建物西側 四・八立方メートル

廃棄物等保管施設No.二 建物南側 十四・四立方メートル

合計 十九・二九立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後八時

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一及び二 二箇所 建物敷地北側及び西側

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

令和三年三月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年八月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年八月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後高田市高田二千二百二十五番地の河野正春ほか四人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	第2三石溜池地区	令三・四・二〇から 令三・五・一〇まで	豊後高田市役所
	大分県告示第三百十八号		

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長有瀬義徳からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	小菊池地区	令三・四・二〇から 令三・五・一〇まで	宇佐市役所

大分県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐土地改良区理事長有瀬義徳からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名 県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	地区名	縦覧期間	縦覧場所
	鎌池地区	令三・四・二〇から 令三・五・一〇まで	宇佐市役所

大分県告示第三百二十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

届出事項	大分県知事 広 瀬 勝 貞
1 発起人の住所及び氏名	

令和三年四月二十日

大分県報（告示）

佐伯市荒網代浦九百四番地二

清家 皆一

佐伯市石間浦四百五十七番地一

清家 博幸

佐伯市霞ヶ浦二百五番地一

岩佐 研二

2 加入区

佐伯市加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年五月四日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 佐伯市葛港十七番地の一

大分県漁業協同組合佐伯支店事務所

大分県告示第三百二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十二条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の名称

南海部第三加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧鶴見町漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第四百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網を使用して行うもの

大分県告示第三百二十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十二条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区の種類

南海部第三加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合の地区のうち旧鶴見町漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第四百四条第二号に掲げる漁業のうち船びき網を使用して行うもの

○ 公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画用途地域(別府市決定)

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課